

平成23年

上越地域水道用水供給企業団議会協議会

会 議 録

平成23年12月22日

上越地域水道用水供給企業団議会

平成23年第2回 上越地域水道用水供給企業団議会協議会会議録

平成23年12月22日(木) 午前10時00分開会
上越市役所5階 第1委員会室

出席議員

1番	中川 幹太	2番	草間 敏幸
3番	小関 信夫	5番	瀧澤 逸男
6番	武藤 正信	7番	樋口 良子
8番	作林 一郎	9番	吉住 安夫

欠席議員

4番 上松 和子

説明のため出席した者

事務局長	宮越 浩司		
水づくり 配水課長	永春 勲	総務課 副課長	市橋 保

職務のため出席した事務局職員

水づくり配水課 副課長	竹内 和幸	係長	森口 透
係長	渡邊 悟	係長	水澤 弘
係長	丸山 幸夫	主任	寺田 知世

瀧澤逸男議長 おはようございます。

本日の会議は、企業団議会に委員会及び協議会の設置がないことから、任意の全員協議会として開催いたします。

なお、会議の進行は上越市議会会議規則を準用いたします。

では、協議会を開会いたします。

先般の8月定例会におきまして理事者から企業団の在り方検討の概要説明があり、方向性について議員各位のご理解をいただいたところであります。本日は、その後検討が進んだことから、中間報告を受けます。

それでは、理事者の説明を求めます。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長

宮越浩司事務局長 本日は年末のお忙しい中、中間報告の機会をいただきありがとうございます。でございます。

今ほど議長からお話ございましたように、企業団の在り方検討の中間報告をさせていただき、議員の皆さんの、ご理解をいただきながら、事務的な手続を進めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

それでは資料をお開きください。表紙裏の検討経過でございます。

儀明川ダムの水源開発からの撤退が内定した時期から予備検討を始め、本年4月から上越市及び妙高市とともに、コンサル業者の検討を軸にしてワーキング会議を含め12回の会議を経てまとめたところでございます。

来年の検討からは、一部事務組合である企業団の、上越市の窓口である健康づくり推進課も加わり、議会提案など所要の手続きに備えてまいります。

隣のフロー図は、検討の流れを示したものでありまして、未完成のため本日は配付しておりませんが、検討報告書の構成でもございます。

1ページをご覧ください。

現況整理では、収益の減少や、老朽化に伴う施設更新需要、施設管路の耐震化補強などが財務状況を悪化させる結果となり、そのため経営基盤の強化が共通の課題であると分析しております。

次に、あるべき事業運営体制についてであります。

現実的な事業統合案としてケース1からケース3に絞り検討いたしました。

ケース1は、企業団を廃止し、上越市との統合により妙高市に用水供給を行う体制であり、着色のとおり企業団用水供給、上越市上水道、簡易水道をカバーいたします。

ケース 2 は、ケース 1 に妙高市に 1 日当たり 5,000 m³増量の用水供給を行う体制であります。

ケース 3 は、企業団が上越市、妙高市の水道事業を運営し、末端給水まで行うケースであります。検討の結果、ケース 1 が、水運用が安定し経営基盤が強化されることから最適と評価しております。

これに対しケース 2 は、能力評価の結果妙高市への増量ができないことから、除外することといたしました。ケース 3 は、水運用は安定するものの水道料金の格差解消のための妙高市の料金値上は、市民理解が得られにくいこと、さらには財政負担が重くなることから不利と評価しております。

右側にはケース 1 が有利とする評価に至った理由を詳しく記載しております。

次に資料の 2 ページをお開きください。

ケース 1 とケース 3 を比較評価し、財務運営、市民負担、市の財政負担、水運用の観点からの評価結果の一覧であります。

ケース 1 の場合、上越市では企業団との統合により平成 27 年度に予想される赤字が解消され、また、経費の削減によって収益的収支が改善されることから、経営基盤が強化され内部留保資金確保が図られる見込みです。

さらに用水供給を含めて水運用の一元管理ができ、水運用の安定化が図れることなどからケース 1 が有利としております。

ケース 3 では、収益的収支、資本的収支のいずれにおいても、妙高市は統合を図るうえで料金改定又は市の財政負担の拡充を必要とする財務状況であると評価しております。

次に 3 ページをご覧ください。有利と評価されたケース 1 の事業体制で、より事業運営を効率的にし、健全な経営を持続するための事業形態の検討結果であります。

水道広域化検討の手引きに示された形態も参考にしながら 3 案について検討いたしました。その結果、案 1 の事業形態が、原水から一貫した水運用が可能となり、無駄やロスによる経費が削減されること、上越市の受水費及びび用水供給に係る経費が一部削減されることから有利と評価しております。

事業形態ごとの概要を申し上げますと、案 1 は、上越市は企業団から用水供給事業の経営と企業団の水源・水道施設の全てを現状のまま引き継ぎ、用水供給事業の創設認可を県知事から取得するケースであります。

案 2 は、上越市は企業団から水源・水道施設を水道用水供給事業と水道事業で譲り受けたうえで、用水供給事業の経営を引き継ぎ妙高市に供給をいたします。上越市は用水供給事業の創設認可と水道事業の変更認可を県知事から取得するケースです。

案 3 は、上越市と妙高市は企業団から水源・水道施設をそれぞれ譲り受けます。そのうえで、妙高市は譲り受けた水源・水道施設の運転管理を上越市に第三者委託

し、水供給を受けるケースであります。上越市と妙高市は、水道事業の変更認可を県知事から取得いたします。

右側の表をご覧ください。最も有利な案 では、責任水量がなくなること、用水供給費用との差額が削減されること並びに用水供給事業に係る人件費、計量に係る費用、水質検査費用が削減されます。この削減効果は、妙高市にも同じように反映されることとなります。

対しまして案 は、メリットが少ないうえ、デメリットとして責任水量制により水運用が制約され、また、従来どおり受水費が発生するケースであります。

案 は用水供給を行う上で一体的な管理運営を行わなければならない水源・水道施設を、地域ごとに分割することに対して両市から理解が得られにくいこと、料金単価は決算資料等でその妥当性が客観的に確認できるものの、委託料の妥当性の確認が困難になるなどのデメリットが考えられます。

また、企業団の総務管理業務が不要になるため、その分の人件費が確実に削減されるとともに、浄配水業務に従事している職員についても業務の実施体制によって削減費用が変わってくるものとしております。

4 ページには削減効果を具体的に示しています。

表の中でございますが案 では局長以下総務課職員の人件費が削減されます。

案 は案 に加えて統合により、さらに削減される計量法に基づく検定費用や水質検査費用、加えて効率的な水運用によりロスや無駄な経費が削減される見込みであります。

案 も案 と同様な効果を見込んでおります。

5 ページからは事業形態別の経営状況の収支見通しであります。削減効果が大きい案 についての試算でございます。

4 ページの右側に、収支見通しの計算条件を示しております。

収益的支出において、企業団の人件費、及び資本的支出の建設改良費、並びに収益的支出のその他営業費用を対象としております。

また、費用を按分する比率は受水量比率とし、水道事業費に 94.7%を、用水供給事業費、これは妙高市の受水分でございますが、これを 5.3%といたしまして、妙高市の用水供給料金収入は従来の単価で見込んで試算をしております。

収支見通しの試算のイメージはその図の通りでございます。

5 ページに戻りまして、上越市水道事業における経営状況の収支見通しで、統合前、統合後の収益的収支と資本的収支の見通しであります。

グラフのデータは、棒グラフ青色は収入、オレンジ色は支出、収益的収支の緑色は料金改定をした場合の増額分であります。赤い折れ線グラフは収益的収支の場合には利益を表し、資本的収支では補填財源残高を表しております。破線はそれぞれ料金改定した場合を表しております。

平成 25 年度の事業統合により、収益的収支において、支出が減少し平成 27、28 年度の赤字が解消される見込みであります。また、平成 28 年度の簡易水道統合により支出は増加しますが、収入が上回ることから平成 29 年度の料金改定を、赤字が発生する見込みの平成 32 年度まで遅らせることが可能と見込んでおります。

一方、資本的収支では、上越市の施設、企業団施設の平成 29 年度以降の更新需要の増加に比べて収入の増加が小さいため、平成 29 年度に料金改定をしない場合、補てん財源残高は平成 31 年度をピークに減少する見込みであります。また、料金改定をした場合の補てん財源残高は平成 32 年度をピークに減少する見込みであります。

従って、平成 35 年度以降の更新需要に対する建設改良資金を確保するうえで、平成 31 年度頃には料金改定が必要であり、かつ企業債借り入れの増加も必要としております。

続きまして 6 ページをご覧ください。

上越市用水供給事業、これは統合後の妙高市への供給、妙高市の受水分でございます。この事業における経営状況の収支見通しであります。

統合後の収入は、妙高市分は 5.3% に按分した分だけになりますので極端な減少となります。

平成 25 年度の事業統合後も収益的収支において、収入が支出を常に上回っております。

一方、資本的収支では、企業団施設の平成 30 年度以降の更新需要の増加に比べて収入の増加が小さいため、補てん財源残高は平成 31 年度をピークに減少することになりますが、平成 35 年度の補てん財源残高が収益的収入額の約 2 倍と見込んでおります。

従って、平成 35 年度以降の更新需要に対する建設改良資金の確保のために、用水供給事業の料金改定または企業債借り入れの増加を検討する必要があるとしております。

次に資料の 7 ページをご覧ください。

用水供給単価の試算結果であります。

妙高市への用水供給単価につきましては、公共料金に共通な総括原価方式により算定されております。金額は 3 ヶ年の合計額で表しております。

両方の表の下の方に資本費用として資産維持費がございしますが、これは、建設改良資金の不足を補い、健全経営を維持していくために、原価に算入すべきとして、日本水道協会が推奨している費用であります。統合後の用水供給事業において、資産維持費を算入して料金単価を設定する方向性、方針を検討において三者で確認いたしましたので、改定前後の試算に資産維持費を見込んで比較をしております。

改定前の表の下に差引収支額(A) - (B) の額が 3 ヶ年の値下げ分、年間約 310

万円、約4%を予測いたしますが、この受水費の削減が可能と見込んでおります。
資料の8ページをご覧ください。

上越市と妙高市の給水原価及び供給単価の比較について料金値上げによってどう推移するかを表しております。各年度の2本の棒グラフは、左から上越市の供給単価と原価、次が妙高市の旧新井、次が旧妙高高原、最後が妙高市簡易水道でございます。それぞれ右側のグラフが高い場合は不採算の単価となっているという状況を表しております。

資料の9ページをご覧ください。

企業団の在り方検討及び統合廃止に係る事務手続きスケジュールでございます。

この後、企業団の在り方検討結果を平成24年、来年2月の企業団議会定例会にて報告をさせていただく予定でございます。

事業承継する上越市の上水道事業認可の変更及び用水供給事業の創設認可手続きは、平成24年度末に認可が得られるように進めております。

資料でいきますと、項目の3つ目、認可事務関係、ここに概ね現在進めております、内外調整をしておりますスケジュールが入っております。

水道事業認可の条件としまして構成市議会で平成24年12月定例会において企業団の解散、財産処分、事務承継及び上越市の新たな設置条例などの議決が必要でございます。

次に各議会の議決スケジュールでございますが、これはその上、2 議会関係のところを示した事務スケジュールでございます。

まず、企業団の議会では、来年8月の定例会で、企業団の廃止、財産処分、規約変更について議決いただき、再来年2月の定例会で県の市町村総合事務組合から脱退する議決をいただく予定でございます。

上越市と妙高市では、新たな水道事業の認可を得るために、来年12月の定例会で企業団の廃止、財産処分、規約変更の議決をいただき、合わせて上越市ガス水道局では水道事業給水条例、及び用水供給に関する条例を改正し、最終的な認可を待つこととなります。

また、その下の3 認可事務関係 は国、県と認可申請や届け出のスケジュールであり、上越市ガス水道局では来年度末までに認可が得られるよう、現在、申請準備をすすめているところでございます。

中間報告のとおり方向性について議会の皆さんや構成市の皆さんから理解を得ながら遅滞なく手続が進められるよう、引き続き検討と準備を行ってまいりたいと考えております。

以上で企業団の在り方検討の中間報告を終わります。

瀧澤逸男議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対して、質

疑をお受けいたします。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、中川議員。

1 番（中川幹太議員） 統合という話なのですけれども、この話はもっと早くやっておいた方がメリットがもっと早めに受けられたのではないのかなという気はするのですが、その辺りのお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。もちろんトップが判断しないとガス水道局、あるいは水道企業団それぞれで、では統合しましょうという話は難しかったのかもしれないですが、その辺り、お考えをお聞かせくださいますか。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 ただ今の質問にお答えいたします。まず、きっかけとなりましたことなのですけれども、昨年 11 月に企業団の第三水源であります儀明川ダムの参画を正式に止めたということで、その理由としましては、水道水源の水需要が落ちたということで、水道水源を開発しないということで、企業団の目的が達成されたことを機にこういう検討を始めたところでございます。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 中川議員。

1 番（中川幹太議員） 水需要が落ちるということはおそらく大分前から想定はできた、私がこの水企業団の議員になった時から、本当に儀明川は必要なのかということは申し上げてきたつもりなのですが、その辺りも今更言ってもしょうがないので止めておきますが、これからのことをちょっとお聞きしたいと思います。

そうしましたら、この 5 ページの収益的収支と資本的収支のお話で、平成 35 年度以降のことがここに建設改良資金を確保するために料金改定がまた必要になってくる。かつ、企業債の借入の増加も必要と考える。この資本的収支の方のグラフを見ると、もうちょっとこの 5 年、例えば平成 40 年とか平成 50 年くらいまで見通しが欲しかったなと思うのですが、このカーブが前にいただいた資料を見ればわ

かるのでしょうかけれど、どういう風に推移していったら、どれだけ例えば料金を上げていかなければいけないのか、平準化するのだとすれば、もう少し例えば水道料金を上げなければいけないとかという判断も出てくるのかもしれませんが、その辺りの平成 35 年以降の見通しをちょっとお聞かせいただきたいのですが。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 はい。

今般の統合の目的、その結果、効果の一つといたしまして、今議員がご質問の部分、特に議会の皆さんまたは市民、需要家の皆さんの関心から言えば、それぞれ各家庭で払う水道料金がどうなっていくかというのが、最後一番の重要なポイントでもありますし、関心事だろうと思います。統合によりまして、私ども用水供給事業者からの提供を受けて末端給水をしております上越市、妙高市におきましては、そういった用水供給に係る受水費、経費も含めて料金を設定することになります。それが統合いたしますと一貫で全て自分達の原水からの取水、途中での浄水、更には配水に係る経費で料金単価を設定することになります。そうしたことで今後の見通しをそれぞれ上越市、妙高市がいつの時期に料金単価を見直すか、またはどの程度の値上げ幅にするかというのを検討していくことになります。今、ご質問の中川議員の平成 35 年度よりももっと先、水需要と財務運営から考えた時の、料金単価がどうなるかというご質問でございまして、この部分の本質的な部分ということになりますと、それぞれ上越市、妙高市の水道事業者が今後の検討をやっていく内容だろうという風に思っております。私どもこの今回の検討の中でも上越市、妙高市のそれぞれ中期的な事業見通しというのは、平成 35 年または平成 32 年までの事業見通しで作られております。と言いますのは、上越市の場合は平成 21 年度、妙高市の場合は平成 20 年度にそれぞれ先を見通して、事業見通しを作っておりますが、その段階で見通した期間というのは概ね 15 年程度ということになるかと思いません。その先の需要ということになりますと、なかなか人口動態、産業動態、さらに今般の水需要の変化の中には、節水技術の向上というの、ある意味予想外の部分もございまして、そういったことをなかなか需要を見込む時にできないということも多分あるのだろうと思います。そうした意味ではおそらくは長期には 35 年度以降も水需要は落ちていくのではないかと、特に、一般的には高齢化に伴って水の使用量は落ちるといわれておりますし、そうした傾向がやはりこの地域、進むとなると、水需要が落ちていく、当然ながら料金収入が落ちていく、建設改良も進めていかなければならない、そうした諸々のことを考えますと、料金改定をあるべき

時に、必要な時期にやっていくということは多分出てくるだろうという風に思っております。いずれにしても上越市、妙高市の方で今般の統合を受けて、いつの段階でどの程度料金改定をするかというのは、より緻密な収支見通しを以ってやっていく予定でございます。

以上です。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。

1 番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 他にございませんか。

7 番（樋口良子議員） はい。

瀧澤逸男議長 樋口議員。

7 番（樋口良子議員） はい。

大体説明はわかったのですけれども、ちょっと細かいことで恐縮なのですけれども、3 ページの人件費が削減される、案 のメリットというところなのですけれども、実際、今、企業団の皆さん、職員さんはどういう風になるのか、別にいらっしゃらなくなる訳ではない訳で、そういうこの人件費が削減されるということの兼ね合いをちょっと説明してください。

あとですね、4 ページで水質検査費用が削減されるということで右の方にも計量法適用外となり、更新費用が削減されるという風にしてあるのですけれども、これをちょっとどういうことなのか、説明していただければと思います。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 ご質問2点でございます。

人件費の削減、今後の職員の処遇はどうなるかというご質問の方は私の方で答えさせていただきまして、計量法の方の適用対象外になるというのは担当の方から答えさせていただきます。

まず、人件費の削減というのは、この字だけ、または私の説明だけ聞きますと刺激的にも聞こえるのですが、この用水供給というこの事業に係る人件費が削減され

るという意味でございます、私ども今、方針といたしましては、例えば企業団で採用された職員がおります、プロパー職員。この職員につきましては、引き続き水道事業の職員として、任に当たっていただくということで、今度、例えば水道事業の職員になるとか、ガス水道の水道事業の職員になるとか、または技術的にはガスの方の事業担当する場合もあるだろうという風に思っておりますが、そこは企業団職員、そのままガス水道の方の職員に採用という形で考えているところでございます。その意味では、用水供給事業そのものの経費は例えば私も含めて、今までは企業団という独立の団体を作っておりましたので、総務管理の仕事が当然必要、事務局長も必要だった訳ですが、そういった職員が今度ガス水道になりますと、全てガス水道の局長または総務課が管理することになりますので、二重の経費が、人件費がいらなく、その分の人件費は他の仕事をしていただく、そちらの方で人件費が発生する訳でございますが、用水供給事業の経費としての削減が図られるという風な意味でございます。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 はい。

二点、まず最初に計量法の面なのですけれど、今まで企業団、用水供給事業から、上越市のガス水道局へ供給する際に取引が生じていました。それで、その取引が生じますと、8年に一遍、そういう計量法の検定を受けないと、正式な取引メーターとして扱われないことになりますので、そういう検定の費用が一つの事業体になればなくなるということで、統合することにより経費が削減されることになります。

もう一つは水質の検査費用なのですけれども、それぞれの供給している末端で水質を検査するように水道法で決められております。それが一つの事業者になりますと、そこで水を引き渡す訳ではありませんので、末端の方といいますと各家庭ですが、蛇口の方で上水道事業として検査されている検査で済むことになりますので、それぞれの引き渡しの地点での検査が省略されることから、経費が削減されることになるものでございます。

7番（樋口良子議員） はい。

瀧澤逸男議長 樋口議員。

7番（樋口良子議員） ちょっと、私、頭が悪くて飲み込めないのですけれど、水質検

査費用は、企業団でやって、それで上越市とか妙高市へ引き渡していた訳ですよ。上越市のガス水道局、どこでしたっけ、上越市でも水質検査をやっていますけれども、今まで二重チェックというのかしら、企業団でやって、各市でやっていたのが、今度一回しかやらないことになるのかなと思うのですが、そこら辺、どうなのかということと、あと計量のことなのだけれども、8年に一回にというのは、では、統合される事務局となる上越市がちゃんとやるということですね。もう一回、ごめんなさい。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 説明の仕方が少し悪くて、申し訳ございません。

水質の場合なのですけれども、上越市も各家庭に送る際に検査しているのです。ただ、事業者が違うので、企業団から用水供給事業を上越市の上水道事業者へ渡す時に検査した結果をあげないといけないのです。そういうもので用水供給事業がなくなれば、上水道事業としてお客様にお渡しする際の検査結果だけ取ればいい事になります。事業者間の検査の証明を上越市にやっていたということです、これまでは、今は、それが、企業団が検査したものをやる必要がなくなって、直接、上越市ガス水道局が検査したものをお客さんに見ていただければいいということです。同じ水がいつているのですけれども、企業団が上越市に渡す時に一度検査をしています。

7番（樋口良子議員）ですから、一回なくなるわけですよ。

市橋保総務課副課長 そうです。

7番（樋口良子議員）ダブルチェックではなくなる。

市橋保総務課副課長 ダブルチェックというか、本来は蛇口の所で検査をすればいいのですけれども、企業団が供給したことによりまして、そこで一度検査を、上越市に引き渡すところで検査をする必要があった訳なのです、法律の解釈でいうと。

次の計量法なのですけれども、計量法も同じように、企業団から上越市に水をお渡しすると、料金を頂きますので、そこで取引が生じます。それが今度、用水供給事業者、企業団がなくなれば、上越市が浄水場から、今度、お客さんの方へ渡すだけになりますので、途中での取引というのがなくなることになります。ですから、

同じ事業者になれば、取り引きがなくなれば、検定を受ける必要が無くなりますので計量法の除外になります。

宮越浩司事務局長 市橋の方で答えた内容でございますが、若干、分かりにくいのはやはり企業団と上越市、今、上越市だけを例にあげますけれども、それぞれ水道事業、同じように同じ水を流して、各家庭から出している訳ですが、事業としてはそれぞれ二つの事業体がやっていると。水道法でいいますと、それぞれ水質管理はそれぞれの事業体で責任を持ってやるという決まりになっておりますので、例えば、企業団が上越市に売る場合には、またはガス水道局が買う場合には、受取った水が、ちゃんと水質が適正であるかどうかというのは検査を必ずやらなければいけない。当然、だから企業団の方もそれはそれで扱っている水が、水質がいいのだよということを検査する。だからそれは二重チェックというよりも、事業体が違う分、必ず検査をやらなければいけないということであります。

もう一つは、計量についても、売り渡すにはちゃんとした水量で料金計算をするために、ちゃんとしたメーターを使って、料金だの量を計る訳でございますが、これは企業団という別の事業体が上越市という事業体に売るために、そういうことが発生する訳でございますが、それが統合いたしますと、上越市が全てそれをやることとなりますので、そうした計量の検査ですとか、水道法でいう水質の検査というのは一回、またはその末端、各需要家に行く直前の水質検査でされるということでございますが、2回の検査が1回になったことで、水質検査が緩くなるとか、少し省かれるという意味ではないという風にご理解いただければという風に思います。

瀧澤逸男議長 はい、他にありませんか。

3番（小関信夫議員） はい。

瀧澤逸男議長 小関議員。

3番（小関信夫議員） 自分もなかなか理解できない部分があるのですが、この1ページの説明の中でですね、複数の料金体系を継続して、と書いてあるのですが、統合を巡ってですね、ワーキンググループの中で結果は複数の料金体系を認めたのでしょうかけれども、その関係と合わせて、今度は8ページですね、この29年度に合わせるように、の説明ですけれども、この新井上水道の料金は2段階で改定すると、そこら辺の関係がなかなか料金体系を巡って理解できない点があるのです。それからこの供給単価と給水原価の関係で、これをこのまま引きずって行けば、相当この、何というか、給水原価と供給単価、そこら辺の差というのはどういう形

で埋めていくのか、もし、数字が合わないというか、マイナス部分が増えてくれば、各市町村がこのマイナスになっている部分を負担するというで理解していいのか、そこら辺を説明して欲しいのですが。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 はい。

2点でございます。資料のページを追いながらの答弁とさせていただきます。

まず1ページを、今議員さんがご指摘になったのは右側の方の4つめの段落、複数の料金体系を継続し、云々のくだりだろうと思います。これは、まず、この在り方検討は、将来、企業団、上越市、妙高市、今の水道事業の実態を踏まえて、どうしたら一番良いのだろうかという事をシミュレーション、要するに色んな計算をしながら将来どうするのが一番いいだろうかというのを検討した結果でございます。従いまして、ここに中間報告に書かれております複数の料金体系を取った場合というような意味でご理解いただければいい訳ですが、ここに書かれているのは、複数の料金体系を取って運営していくことも可能性としてはあるけれども、そうするとそれぞれ単に統合したとしても別事業を単に共同運営するだけで、本当の意味での統合のメリットは出てこないし、長期的に統合するのであれば、できるかどうかという見極めが、この短い期間ではなかなか難しい。そうしたことから、すぐ料金体系を取るような統合というのは適当ではないだろうという結果になったという意味でございます。

それともう一つ、5ページの方の供給単価、給水原価との比較でございます。これも上越市、妙高市の今の現状を分析した結果でございます。議員ご指摘の通り、グラフにあります通り、いずれもグラフ、ピンク、オレンジ、緑、青これ、左側のグラフの方が高い方がいい訳でございます、右側の棒グラフの方が高い場合は採算割れをしているという意味でございます。これはよくお分かりいただけると思いますが、当然ながらこういう料金体系で事業運営を継続するというのは無理になりますので、それぞれの事業体、上越市、妙高市も内部留保資金で埋め合わせをしながら、やはり需要家からの料金収入を上げていくというのを検討することになります。それが、結果、料金改定ということになります。これにつきましても、今回のこの検討で妙高市はいつ料金改定をするとか、上越市はいつ、何%するかという結論まで出さず場ではございませんので、今後のそれぞれの事業体の運営の中で結論を出されるという風に思っております。データが如実に物語っています通り、妙高市の場合は色んな条件、色んな環境によりまして、上水道料金と簡易水道料金が違

っているとか、簡易水道との統合がこれからであるとか、色んな、今後、更に水道事業全般を再構築する、再検討するとういう要素が残っているという風に分析をしております。その結論から言うと、早晚、料金改定を検討されるのではないかなという風には思いますが、いずれにしても、これは私ども企業団の立場でどうこう言う問題ではございませんし、妙高市さんがこの水道事業の運営、市の財政運営全般を考慮しながら、検討されていくものだろうという風に思っております。

以上です。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。

3番（小関信夫議員） はい。

8番（作林一郎議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、作林議員。

8番（作林一郎議員） はい。

今ほど料金改定の話が出ていますけれども、先般の私ども、全協でこの説明が簡単にあっただけですね。ところがやはりその中で出てきたのは大幅な料金改定に結びつくのだろうなというような心配が、非常にそういう声が多かったんですね。ですから、今日、お聞きして、まあまあそれは、各、妙高市なら妙高市で考えなさいというようなお話ですけれども、それはまあ当然だと思うのですが、我々としてはですね、やはり最小限に収めるような努力はしていただきたいなと思いますし、そうしないとなかなかやはり市民の皆さんの理解というのは得られにくくなるというのが、これが一つあるんですね。これは是非お願いしたいと思うのです。

それからもう一つあるのは、今、ケース1からケース3までここにお示しいたしている訳ですけれども、これ以外にですね、検討した内容は無いのですか。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 はい。

私の方からはケースのこの3つに絞り込んだものですが、当初、6ケース用意しておりました。そして、ただ現実的に不可能なケースもありましたので、その検討は三者で協議している中で最終的には3つのケースを選ばしていただいた、そうい

う経緯がございます。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 はい。

ただ今作林議員からご質問というかご要望のあった料金改定の件でございます。私ども今回、妙高市さんからも、上下水道局から入っていただいて、具体的な検討を進めて参りました。その中で市の今の上下水道の状況ですとか、色々抱えているような条件ですとか、そういったことも聞くことになりました。その中でそういったことをクリアしながら、妙高市さんは今後、料金体系の整備を図っていくことになるのだろうという風に思っております。そうした時に企業団でも上越市でもそうでございますが、最終的に需要家の公共料金の負担感というのは最後、どんな数値的な検討をした上でも判断の一番大事な部分になるだろうという風に思います。これは他市、妙高市のお決めになることですので、私が軽々にそこら辺のことを言える立場にはございませんが、同じ行政職として考えますと、やはり理論上出てくる料金単価の計算と現実の負担感というのを天秤にかけながら、最後、決めて行くのだろうと思います。今、この検討の中で出しました、最終的には上越市の料金と同一化を例えば図るとすると、約 25%料金値上げをしなければなりません。それが出来ない場合には、やはり妙高市が需要家の料金値上げの代わりに財政負担をしていくという構造にならないと、なかなか一つの事業体としてやっていくのは無理だろうという結論に達しております。そうしたことを考えますと、今の水道事業にかかわらず、行政全般の中でどうしていくかというのを考えていかれるだろうと思っておりますので、それはまた私ども事務局としても会いますので、企業団議会でもこうした意見、要望があったということは、担当の方には伝えたいという風に思っております。

8 番（作林一郎議員） はい。

瀧澤逸男議長 はい、作林議員。

8 番（作林一郎議員） はい。

料金改定の方は、それである程度、私も理解できるところはある訳ですけども、一つですね、世間一般、各自治体でですね、今、民間委託という考え方は随分出ていますし、そしてそれによってもですね、やはりかなりコストも下げられる、そして

成果も上げられているという自治体が沢山あるのですね。そういったことを私、検討したかどうかということを実は聞きたかったのですよ。その辺は皆さん方何十にかやられた中でですね、そういった事はご検討されましたか。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 民間委託につきましては既に例えば上越市、企業団とも管理運営の委託という形で渡される部分はやっております。妙高市さんでも一部やられているという風に聞いております。今、議員のご指摘の部分はこの水道事業全般を第三者委託するというケースだろうと思います。これ、全国的にはやはり今後のこうした事業の民営化、公的な事業の負担の軽減といった総論的な議論の中では、示されているところでございます。ただ、過渡的にはですね、民間に事業をお願いするという事は、裏を返すとそれに当たっていた事業職員、事業担当をどういった仕事に就かせるかということと裏腹になります。その点を考えますと、全国の水道事業者におきましても、一気に民間委託、第三者委託まで踏み切っているところは今現在のところないという風に承知しております。過渡的にはそうした経路を踏みながら、水道事業、ガス事業、色んな公営企業にあたる事業というのは民間の方に移っていくという大きなトレンドは変わらないだろうと思っておりますが、一気になかなか踏みきれない、色々そういう市の事情があるのかなという風に思います。

以上です。

2番(草間敏幸議員) はい。

瀧澤逸男議長 草間議員。

2番(草間敏幸議員) 5ページの収支見通しのグラフですが、資金的収支の方で統合後の資金的支出が平成30年度からずっと上がっている訳なんですけど、これは統合したパターン3案のうち、どの案で考えられた、それとも3つともこうなるのか、そして同じ事業のなかで平成30年度から最後35年度は、統合する前は、だいたい約このグラフを見ると70億円位なんですけど、統合した後の95億以上、95億位になるんでしょうけども、この件に関して何の違いがあるのか聞かせていただきたいと思っております。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 ご質問の部分でございますが、5ページの下の方の資本的収支の左右の表、棒グラフが統合するとピョンと上がっている要素でございますが、上越市の水道事業の統合後、統合前後の比較で作っておりますので、左側につきましては今、ガス水道局が予定している建設改良、これの見込みでございます。右側の方は、企業団を案、要するに施設も全部引取って建設改良の予定もそのまま引き継ぐということになりますと、企業団の導水路、配水管ですとか浄水場の施設更新も待っておりますので、その分が左側の棒グラフに足されたという風にご覧いただければいいと思います。

それと他の案と案との比較で申しますと、案は、上水道事業と用水供給事業を全く別事業として、ガス水道がやるというケースになりますので、例えばこのグラフを作ったとすれば、上水道事業の資本的収支、用水供給事業の資本的収支、別々に作るようになりますので2つ出来るということになります。

案については、妙高市も含めて全て新たな企業団または事業体でやるという形になりますから、さらに妙高市の建設改良の見込みですとか費用ですとかそういったものも入ってきますので、全く別のグラフになるということです。

今般お示ししているこのグラフは、検討の結果、案ですね、結論に達しました、企業団を廃止して上越市が事業統合をする、上越市が妙高市へ用水供給をする、という案に沿って収支を比較するとこういう結果になるというものでお示しをしております。

1番（中川幹太議員） はい。

瀧澤逸男議長 中川議員。

1番（中川幹太議員） 先程、妙高市さんとの関係をお聞きしたんですけども、結局こちらで準備出来た水を妙高市さんにお分けして、その中で買い取ってもらって、妙高市さんは妙高市さんでその上越市から受け取った水と元々妙高市さんが作った水を合わせた中で料金を設定するという考え方でよろしいんですね。それで今、だいたいこちらからお送りしている水は、妙高市さん全体の中の何%位になって、どれ位の影響があるのか、一応、気になるところがある。

市橋保総務課副課長 はい。

瀧澤逸男議長 はい、市橋総務課副課長。

市橋保総務課副課長 妙高市の中で、企業団の用水が占める割合ですが約3割位ございます。

宮越浩司事務局長 はい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 今、市橋の答えで漏れておりましたのが、妙高市の料金の定め方という意味になりますと、今議員さんが言われた通り妙高市も同じように総括原価方式と言いまして、色々な経費、人件費ですとか減価償却費、薬剤費そういったものを全部足し込んだ上でさらに、企業団から買っている、統合後は上越市から買うことになりませんが、その費用、受水費と言います。水の製品としての買い取り額、それも全部算入して料金を算定されるだろうという風に思われます。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。

6番（武藤正信議員） はい。

瀧澤逸男議長 武藤議員。

6番（武藤正信議員） 確認というか教えていただきたいのですが、3ページにあります、責任水量がないという言葉、メリットのところの案の責任水量がなくなりと書いてあります。責任水量をなくしたってのをワンセクションがなくなるわけですから企業団に払わなくていいということにもなりますので、その点は理解しているんですが、県との関係というのはダムから受水している訳ですが、その下に上越市の受水費がなくなり、全く受水費がなくなる訳ではないと思うんですが、その辺教えていただきたい。我々柿崎町で企業団から水を提供してもらう時には責任水量はこれだけです、というふうに提示されまして非常に驚いた経緯がある。7割、記憶ですと、7割近くが責任水量ということで割り当てられたというふうに思っているんですが、その辺の事実関係、今後どうなるのか教えていただきたい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 この責任水量、少し責任水量の考え方の根本からお話いたしますと、正善寺ダム・柿崎川ダムを造る時に設計をいたしました。設計をする時に将来の人

口推計と水需要を見通した上でダムの容量を決めます。さらに施工・設置は、県でございますので、その他多目的ダムとしての農業用水、その他利水と含めて県は全体の容量を決めて、今現在のダムにされました。その際に、正善寺ダムではこの位の割合、柿崎川ダムではこの位の割合を上水道に使うよと、これは市と県と協議をしながらその割合を決めてきた。その意味での責任水量だろうと思えますけれども、それにつきましては、建設時の負担金として見込んだ、将来使っていくだろうという負担割合で建設費を負担しております。今現在もそれぞれダムの管理費にあたる部分、毎年のダム管理費として県が使っている費用のその負担割合は、そのダムの設置した、計画した時の負担割合で今も負担をしております。ここで言います責任水量というのは、結局は今度企業団が将来、ここまでの人口になるだろうからこれだけの水を確保しますよ、その為に多額の投資をした訳でございます。正善寺で言いますと約 330 億円投資をしております。これは耐用年数、設備に機械によって年数は違いますが概ね 40～60 年の間で償却をして回収をしなければいけない費用であります。そうしますと回収する費用の分は全て料金で頂くこととなります。最低限、毎年これだけの料金として建設費用を回収していかなければならないという数字が、当初からございます。その結果、年間その構成市、設置当時はもう少し数は多かったです、それぞれ構成市から見込みとして出された、または申し込みのあった水量で最低限これだけは買っていたいただきますよ、というのが責任水量でございます、ただその後事実としては、水需要が減ってきた、それと上越市の場合は、実は、企業団から買う水の他に城山という浄水場を別に持っております。城山からも原水を取水して水道の水源にしておりました。ところが責任水量があったが為に年間で一定量決まった量は買わなければいけない。その結果起きたのは、城山の水を使えるのに使わなかったという時期がございました。そこら辺を解消するために昨年、議会のほうに月間責任水量制から年間でやり繰りを、それぞれの事業体が出来るようにした訳でございます。さらにこの責任水量制をなくすることによって、上越市の場合であれば、城山の水が取れる時には優先的にはそっちを使って、その時には正善寺に水を貯水しておいて渇水期には、そちらの水を今度水道水源として使っていく、そういった水のやり繰りが自由に出来るように、その意味でより水運用が安定するということになるだろうと言う風に思っております。妙高市さんについても別の運用の仕方、足りない場合には地下水を汲み上げるっていうことが必要になる状況でございます。主には矢代川水系から表層水を安心して汲み取るには今、いくつかの問題を考えますと、不足分については企業団から日量、契約では、3,000 m³を買いながら水供給をするということになります。これも責任水量制という大きな考え方というのは、やはり造った時の負担という意味では、上越市にも妙高市にも残りますが、少なくとも責任水量制による水運用の制約というのは両方ともな

くなる、という風に考えております。

6番（武藤正信議員） はい。

瀧澤逸男議長 武藤議員。

6番（武藤正信議員） はい。概ね理解を致しましたが、ただその責任水量がなくなってっても正善寺ダムは330億ですか、柿崎川ダムは400億を超える経費が投入されている訳ですので、分配割合でどうなるのか、計算式があるんでしょうけど、それで城山浄水場で作る水を増やせば、いわゆるダムからの取水が少なくて済む。これは当然そうなるんですけど、その後の県への上納っている部分になった時にどういう計算で県に受水した分を払うというんでしょう。その辺をお聞きしたい。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 毎年使っている水使用量に応じた負担というのを、県との間では実はございませんので、建設時の負担金だけなんです。毎年払っているのは、ダムの管理をする運転をする為に職員がおります、その人件費。それと機材の消耗品費、修繕費、こういった管理費用が出て来ますが、それを応分の負担として毎年お支払いをしているという、水の使用量によって負担するという仕組みになっていないので、要するに造った時に建設資金としてそれぞれの市がみんな払っておりますので、逆に言えば払った分は使わないとそれぞれの市が損する、そういう仕組みです。

6番（武藤正信議員） はい。

瀧澤逸男議長 武藤議員。

6番（武藤正信議員） じゃあ、その固定したお金ってのは、当然のように水道料金の中に混ぜられているということで理解していいんですか。

瀧澤逸男議長 宮越事務局長。

宮越浩司事務局長 管理費についても県に負担している分もやはりコストとして入ります。ちなみに年間で柿崎川・正善寺ダム合わせて県に払っている負担金は年間

2,000万円位になります。

瀧澤逸男議長 よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

瀧澤逸男議長 それでは本日は中間報告ということで質疑応答をしていただきました。企業団の在り方の方向性については、ある程度理解は得られたと思いますが、今後も最初の方でお話ありましたように、2月定例会で最終報告を受ける予定になっておりますので、議員のみなさんよろしくお願いをしたいと思います。それでは本日はこれで閉会致します。御苦勞様でした。

午前 11 時 00 分閉会